

各保育所の定員等

保育所(園)	年齢区分	定員	開所時間
市立第1保育所 (向日町南山)	5カ月以上～小学校就学まで	90人	午前7時～午後6時
市立第2保育所 (物集女町南条)	生後57日目～小学校就学まで	90	午前7時～午後6時
市立第3保育所 (森本町数路)	5カ月以上～小学校就学まで	120	午前7時～午後7時
市立第4保育所 (向日町北山)	5カ月以上～小学校就学まで	120	午前7時～午後6時
市立第5保育所 (寺戸町三ノ坪)	生後57日目～小学校就学まで	120	午前7時～午後6時
市立第6保育所 (上植野町地田)	生後57日目～小学校就学まで	120	午前7時～午後6時
私立あひるが丘保育園 (物集女町北ノ口)	5カ月以上～小学校就学まで	120	午前7時～午後7時

向日市保育料徴収基準額表

平成13年4月1日現在

階層	各月初日の在籍児童の 属する所帯の階層区分	徴収基準額 (月額) 円		同左第2子 (月額) 円		同左第3子以降 (月額) 円		
		3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	
B	A、D階層を除き前年度分の 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C1	A、D階層を除き前年度分の市 町村民税課税世帯であって、そ の税額が次の区分に該当する世 帯	均等割の額のみ の世帯(所得割なし)	4,200	3,200	2,100	1,600	420	320
C2		所得割の額が 5,000円未満	5,500	4,500	2,750	2,250	550	450
C3		所得割の額が 5,000円以上	6,400	5,500	3,200	2,750	640	550
D1	A階層を除き前 年度分の所得課 税世帯であって、その所得税 の額が次の区分 に該当する世帯	3,000円未満	7,600	6,300	3,800	3,150	760	630
D2		3,000円以上 15,000円未満	10,200	9,100	5,100	4,550	1,020	910
D3		15,000円以上 30,000円未満	12,000	10,800	6,000	5,400	1,200	1,080
D4		30,000円以上 60,000円未満	16,400	14,800	8,200	7,400	1,640	1,480
D5		60,000円以上 90,000円未満	21,600	17,400	10,800	8,700	2,160	1,740
D6		90,000円以上 120,000円未満	26,600	18,200	13,300	9,100	2,660	1,820
D7		120,000円以上 150,000円未満	33,100	20,000	16,550	10,000	3,310	2,000
D8		150,000円以上 180,000円未満	38,200	21,300	19,100	10,650	3,820	2,130
D9		180,000円以上 210,000円未満	40,300	21,800	20,150	10,900	4,030	2,180
D10		210,000円以上 240,000円未満	41,200	22,400	20,600	11,200	4,120	2,240
D11		240,000円以上 270,000円未満	43,200	23,600	21,600	11,800	4,320	2,360
D12		270,000円以上 330,000円未満	44,200	24,100	22,100	12,050	4,420	2,410
D13		330,000円以上 390,000円未満	47,000	25,400	23,500	12,700	4,700	2,540
D14		390,000円以上 510,000円未満	47,800	26,100	23,900	13,050	4,780	2,610
D15		510,000円以上	49,800	27,200	24,900	13,600	4,980	2,720

※保育料は、保育料徴収基準に基づき、原則としてお子さんと生計を一にしている方全員の前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて決定します。ただし、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除は適用しません。
※確定申告等で税額が変更された場合は、事実の判明した翌月から保育料が変わります。

来春入園 市立・私立 保育園児を募集

入所申込書の配布は12月17日から

募集の対象

募集の対象児は、その家庭が次のいずれかに該当する場合に限られます。保護者以外に乳幼児の保育ができる方がいる場合には対象になりません。また、入所できる年齢は、保育所によって異なりますので、次表を参照してください。

- 1. 家庭外労働**
乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭外で仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合
- 2. 家庭内労働**
乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭内で家事以外の仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合。
- 3. 母親が出産の場合**
母親が出産前後である場合
- 4. 保護者の疾病等**
保護者が疾病等にかかったり負傷した場合、または心身に障害がある場合
- 5. 病気の看護等**
乳幼児の家庭に、長期の病人や心身に障害のある人がいて、常に母親または父親の看病を必要とする場合
- 6. 家庭の災害**
火災、風水害、地震などの災害により、家庭で保育できない場合

以上、世帯員のすべてが、いずれかの基準を備え、保育に欠ける程度の高い人から入所の決定をします。希望された保育所に定員を超える申込みがあった場合、希望の保育所に入所できない場合や待機となる場合もありますので、ご了承ください。

なお、平成13年12月現在入所している乳幼児で、平成14年度の入所承諾を得ており、同じ保育所に継続して入所を希望する場合は、在職証明書等の提出(入所申込書は不要)が必要となりますので、後日、保育所を通じて連絡します。

また、保育所の変更を希望される場合は、新たな申込みが必要です。各保育所の状況については、児童家庭課にあるパンフレットをご覧ください。

申込書の配布は12月17日から

入所中の乳幼児の兄弟姉妹は保育所で、初めて入所を希望する人は児童家庭課で配布します。

申込書の受付

入所中の乳幼児の兄弟姉妹は平成14年1月31日(木)までに入所している保育所に提出してください。

初めて申込みする人は、平成14年1月21日(月)・22日(火)午前9時～正午、午後1時～午後4時に市役所で受付します。初めて申込みする人の受付日時は、申込書配布時にお知らせします。

お問い合わせ 児童家庭課(内線344・360)

一時的保育事業 対象・満1歳児から就学前児童

家族の怪我や病気等により、入院や看病で家庭での保育が困難となった場合や、パートタイム等で一週間の内に数日だけ継続的に働いたり、ボランティア活動等社会活動への参加や就職活動等、一時的または緊急時の保育に応えるものです。1.緊急保育サービス(14日以内)2.非定型的保育サービス(週3日以内)3.私的理由による保育サービス

申込先

- 向日市向日町北山21 市立第4保育所 ☎922-0004
 - 向日市物集女町北ノ口65-2 あひるが丘保育園 ☎921-0005
- ※申込方法、利用できる日時等、直接お問い合わせください。

保育料

- 1歳…1日 2,300円(給食費含む)
- 2歳…1日 2,000円(給食費含む)
- 3歳・4歳・5歳…1日 1,700円(給食費含む)

延長保育事業 対象・延長保育実施保育所(園)の入所児童

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応するため、次の保育所(園)で、午後7時までの園長保育を行っています。

実施保育所(園)

- ・市立第3保育所 向日市森本町数路1-1 ☎922-6300
 - ・あひるが丘保育園 向日市物集女町北ノ口65-2 ☎921-0005
- ※申込方法や利用料金等は、直接お問い合わせください。

